

罹災率判定票（家財）兼 申立書

品名	数量	購入年	当初取得額	損害額	備考	品名	数量	購入年	当初取得額	損害額	備考
<車両>						<冷・暖房機>					
1 自動車 (車種 )						31 エアコン					
2 バイク						32 ストープ・ファンヒーター	1	H20	12,000	0	
<家具>						<繊維製品>					
4 和・洋・整理タンス	一式		20,000	0		33 除湿機・加湿機					
5 食器棚・サイドボード	1	H4	9,000	9,000		34 こたつ	1	H4	20,000	0	こたつ布団込
6 書棚・整理棚・下駄箱	1	H12	7,000	0		35 その他 扇風機 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)	1	H11	4,000	0	
7 食卓・机・椅子	1	H4	5,000	0		<事務・通信機器>					
8 応接セット						43 電話機	1	H17	11,000	0	
9 ベッド・鏡台						44 ファックス					
10 レンジ台	1	H4	7,000	0		45 パソコン	1	H22	50,000	0	
11						46 その他 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)					
12						<上記以外>					
13 その他 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)						47 カメラ・ビデオカメラ	1	H10	25,000	0	
<音響機器>						<電気・ガス機器>					
14 テレビ	1	H22	160,000	160,000		48 ピアノ・エレクトーン					
15 ビデオデッキ	2		165,000	165,000	DVDレコーダー	49 仏壇・神棚					
16 ステレオ	1	H3	100,000	0		50 食器類	一式		30,000	2,000	
17						51					
18						52					
19 その他 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)						53					
<電気・ガス機器>						<その他>					
20 冷蔵庫	1	H4	25,000	0		54					
21 洗濯機・掃除機	2		30,000	0		55 その他 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)					
22 電子レンジ・オーブン	1	H4	15,000	15,000		合 計					
23 食器洗乾燥機						①	1,119,000	②	366,000		
24 照明器具	5	H4	25,000	15,000	@5,000×5台	罹 災 率 ( ② / ① )					
25 風呂釜・給湯器・ガスレンジ	2		27,000	0		※少数点以下切捨て					
26 ミシン						33 %					
27 炊飯器	1	H18	12,000	0							
28											
29											
30 その他 ( 始め 件) (内訳別紙のとおり)											

※ 罹災率は人事課で記入します。

家財の損害の程度について、上記の判定票のとおり申し立ていたします。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

文部科学省共済組合広島大学支部長 殿

住所

申立者

氏名

広島市〇〇区△△△△1-1-1  
××××××××アパート 202

印

【記入上の注意】

※ 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、原則として住居内にあるものに限られる。

① 家財に含まれるもの

衣服, 寝具, 食器, 食品, 燃料, 家具, 調度品, 書画骨董品等

② 家財に含まれないもの

山林・宅地・田畑・貸家等の不動産, 現金, 預貯金通帳, 有価証券等

※ 車両は家財に含まないが、通勤方法が自動車・バイク・自転車等で、震災で損害があった場合は家財に含めることができる。

※ 数量が複数の場合は、備考欄か別紙にて内訳を明示すること。

※ 「損害額」の換価基準は以下のとおり。

① 完全に使用不能・破損した家財

当該家財の当初取得価額をもって損害額とする。

$$\text{損害額} = \text{当初取得価額}$$

② 修理可能な家財

修理費用を持って損害額とする。

$$\text{損害額} = \text{修理費用}$$

